

小中学校へのアーティスト派遣実施要領

(趣 旨)

第1条 四国各県の小中学生に質の高い芸術（音楽・美術）に親しむ機会を提供することにより、芸術の素晴らしさを体感してもらい、未来の芸術家や鑑賞者を育てるとともに、四国在住のアーティスト（音楽・美術奨学生等）の活動領域を広げ、四国の芸術文化活動を支援することを目的とする。

(助 成)

第2条 当財団は、小中学校へのアーティストの派遣に要する次の費用を派遣アーティストに助成する。

- (1) 謝礼、旅費
- (2) 教材費等

(派遣先学校)

第3条 派遣先については、市町村教育委員会単位で各県毎に4～8程度の地域に区分した管内学校を対象とし、その地域は2年程度の間隔でローテーションしていく。

(募集・申請手続)

第4条 財団は、毎年12月までに市町村教育委員会に管内学校への募集を依頼する。

2 派遣助成を受けようとする学校は、申請書類を財団の指定する期日までに提出する。

(派遣先選定の選考順位)

第5条 応募数や地域バランスならびに次の基準を総合勘案し、派遣先の学校を決定する。

- ①派遣実績が少ない学校
- ②次年度の募集予定がない学校または次年度の実施が難しい学校

(決定及び報告)

第6条 毎年の派遣予算・派遣学校数の概数は、11月または12月に開催する選考委員会および理事会に諮り決定する。具体的な派遣先学校・派遣予算は、応募学校の中から、第5条の基準に基づき、常務理事が3月までに決定し、その結果を選考委員会および理事会に報告する。

(実施報告・助成金の支給)

第7条 派遣先学校は、実施後1か月以内に実施報告書を財団に提出する。
財団は、実施後速やかに派遣アーティストに助成金を支給する。